

分譲マンションの
管理組合の皆さまへ！

マンションアドバイザーリスト 利用助成のご案内



お問合せは

「マンションアドバイザーリスト利用助成」について

文京区 都市計画部 住環境課 管理担当
文京シビックセンター18階北側

〒112-8555 文京区春日1-16-21
TEL:03-5803-1374 FAX:03-5803-1376

「マンション管理アドバイザーリスト」 「マンション建替え・改修アドバイザーリスト」について

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
まちづくり推進課
〒160-8353 新宿区西新宿7-7-30
小田急西新宿O-PLACE 2F
TEL:03-5989-1453 FAX:03-5989-1548
メールアドレス suishinka@tokyo-machidukuri.jp



分譲マンションの適切な維持管理の促進と
円滑な建替え又は改修を支援するために
(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施する
「マンションアドバイザー制度」を利用する管理組合等に
対して、派遣料を助成します。(一部除外あり)

助成回数

Aコースおよび
管理Bコース

同一年度内に
4回まで

助成回数

建替え・改修
Bコース

1回限り

助成の対象は、文京区内にある分譲マンションの
管理組合等です。

* 建替え・改修アドバイザーバーBコース(検討書の
作成)は、昭和56年5月31日以前に建築確
認を受けたマンションが対象となります。

マンション管理アドバイザー

Aコース 講座編

マンション管理の
基本的なことにつ
いて、テキストを使
いながらアドバイ
スします。

Bコース 相談編

事前に資料などを
提供していただき
た上で、個別具体的
な相談に対して、適
切なアドバイスを
します。

Aコース 入門編

建替えか改修かの
検討を進めていく
ために必要な法律、
税制、公的な支援等
についてアドバイ
スします。

Bコース 検討書の作成

建替えか改修かの比較検討が
できるように、マンションの
現況や法規制に関する確認を行
い、検討書(簡易な平面図
や立面図、費用概算表等、理
解の参考となる資料)を作成
して説明します。

1. 助成申請

助成の流れ

東京都防災・建築まちづくりセンターが実
施する「マンション管理アドバイザー制
度」又は「マンション建替え・改修アドバ
イザーノード」の利用を申込む前に、下記の
書類を区へ提出します。
①マンションアドバイザー制度利用助成
申請書
②建築確認年月日が確認できるもの(建替
え・改修Bコースを利用する場合に限る)
③その他区長が必要があると認めた書類

2. 結果通知

書類審査を行い、交
付決定通知書又は
不交付決定通知書
を送付します。

3. アドバイザー制度利用

アドバイザー制度を利用します。完了後、下記の書類
を区へ提出します。
①マンションアドバイザー制度利用助成実績報告書
②センターが発行するマンション管理アドバイザー
派遣書又はマンション建替え・改修アドバイザー派遣
書の写し
③派遣料の支払の事実が確認できる書類の写し
④センターが作成した検討書の写し(建替え・改修B
コースを利用した場合に限る。)
⑤その他区長が必要があると認めた書類

4. 助成金額確定

審査を行い、内容が適正
な場合は、助成金額を確
定し、金額確定通知書を
送付します。

5. 交付請求

助成金交付請求書及び口
座振替依頼書を区へ提出
します。

6. 交付

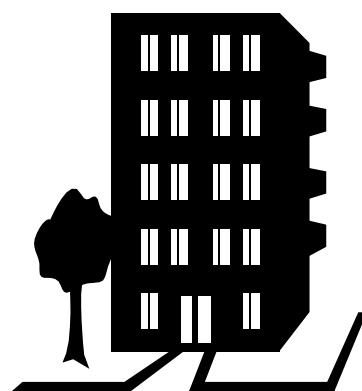
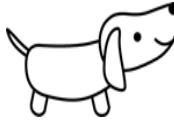
管理組合等の
口座へ入金し
ます。

「助成申請書」は、文京区ホームページからダウンロードできます。

文京区ホームページ(<https://www.city.bunkyo.lg.jp/>)にアクセスのうえ、サイト内にて
『マンションアドバイザー』と検索してください。

ホーム>組織・部署から探す>住環境課>マンションの管理>マンションアドバイザー制度
利用助成

※派遣の申込み・料金支払い・日程調整等は東京都防
災・建築まちづくりセンターへお問合せください。



マンション管理適正化支援事業

分譲マンション管理個別相談

分譲マンションの管理に関する問題についてマンション管理士が相談に応じます

マンション管理士派遣

分譲マンションの管理上の問題に対し助言や提案を行うマンション管理士を派遣します

管理組合設立支援

管理組合の設立や管理規約の制定等をお手伝いするマンション管理士を派遣します

長期修繕計画作成費助成

長期修繕計画を作成する場合、費用の一部(1/2 かつ上限 50 万円)を助成します

劣化診断調査費助成

大規模修繕を実施するための建物及び設備の劣化診断調査を実施する場合、費用の一部(1/2 かつ上限 50 万円)を助成します

共用部分改修費助成

共用部分の段差の解消、手すりの設置その他のバリアフリー化工事を実施する場合、費用の一部(1/10 かつ上限 100 万円)を助成します

マンション管理セミナー

マンション管理に役立つ情報を専門家が解説する講演会や管理組合同士の意見交換会などを開催します

お問合せ・お申込先：

文京区 都市計画部 住環境課 管理担当
文京シビックセンター 18階北側
〒112-8555 文京区春日1-16-21
TEL : 03-5803-1374 FAX : 03-5803-1376

